

パン類の認証基準

(適用の範囲)

第1 この基準は、栃木県内で生産された原料を用い、県内の製造工場で製造されている「パン類」について適用する。

(定義)

第2 この基準において「パン類」とは、「食品表示法」（平成25年6月28日法律第70号）の食品表示基準別表第三「パン類」の定義に適合するものであること。

(品質及び品質表示)

第3 パン類の品質及び品質表示の基準は、「食品表示法」（平成25年6月28日法律第70号）の食品表示基準等、食品の表示に関する法令の規定に定めるもののほか、次のとおりとする。

区 分		基 準
品 原 質 材 料	食品添加物 以外の原材 料	1 使用する小麦粉の原料小麦、穀粉類の原料雑穀及び米粉の原料米は栃木県内で生産されたものであること。 2 パン生地に取り込む、若しくは折り込む、又は上部に乗せるあん、クリーム、ジャム類は栃木県内で生産された農産物を原材料として使用すること。
	食品添加物	パン生地の伸張性、弾力性を高め、パン類の膨らみをよくすることを目的に使用されるアスコルビン酸（ビタミンC）以外のものを使用していないこと。

(関係法令の遵守)

第4 パン類の製造、表示にあたっては、第3の定めるほか、関係法令を遵守すること。

附 則

この基準は、平成21年 4月 1日から適用する。

この基準は、平成22年 9月 1日から適用する。

この基準は、平成27年 4月 1日から適用する。